

平成22年 9 月 2 日開会

平成22年 9 月15日閉会

平 成 2 2 年 三 宅 町 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

平成 22 年 9 月 三宅町議会 第 3 回 定例会 会議録 目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (9 月 2 日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長あいさつ	5
町長あいさつ	5
開会の宣告	5
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
選任第 4 号の上程、採決	7
認定第 1 号～認定第 7 号、議案第 35 号～議案第 38 号の上程、説明	8
同意第 5 号の上程、説明、採決	14
一般質問	16
池田年夫君	16
廣瀬規矩次君	20
坂東暹君	22
散会の宣告	28

第 2 号 (9 月 8 日)

出席議員	29
欠席議員	29
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	29

職務のため会議に出席した者の役職氏名	29
議事日程	30
再開の宣告	31
議事日程の報告	31
認定第1号～認定第7号の委員会付託	31
議案第35号～議案第38号の総括質疑	31
議案第35号～議案第38号の委員会付託	32
散会の宣告	33

第 3 号 （9月15日）

出席議員	35
欠席議員	35
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	35
職務のため会議に出席した者の役職氏名	35
議事日程	36
再開の宣告	37
議事日程の報告	37
常任委員長及び特別委員長報告、質疑、討論、採決	37
閉会中の継続審査について	56
町長あいさつ	56
閉会の宣告	57
署名議員	59

三宅町告示第 7 2 - 6 号

平成 2 2 年 9 月三宅町議会第 3 回定例会
を次のとおり招集する

平成 2 2 年 8 月 2 4 日

三宅町長 志 野 孝 光

記

- | | |
|---------|----------------------|
| 1. 招集日時 | 平成 2 2 年 9 月 2 日 木曜日 |
| | 午 前 1 0 時 0 0 分 開 会 |
| 1. 招集場所 | 三宅町役場 3 階 議会議場 |

平成22年9月三宅町議会第3回定例会

会期日程表

平成22年9月 2日木曜日
平成22年9月15日水曜日
14日間

目次	月日曜日	開会時間	摘 要
第1日目	9月2日 木曜日	午前10時00分	定例会開会（提案説明・諸報告・一般質問）
第2日目	9月3日 金曜日		休 会
第3日目	9月4日 土曜日		休 会
第4日目	9月5日 日曜日		休 会
第5日目	9月6日 月曜日		休 会
第6日目	9月7日 火曜日		休 会
第7日目	9月8日 水曜日	午前10時00分	定例会再開（総括質疑）
第8日目	9月9日 木曜日	午前10時00分	決算審査特別委員会（一般会計）（特別会計）（歳入、歳出決算説明）
第9日目	9月10日 金曜日	午前10時00分	決算審査特別委員会（歳入、歳出決算質疑）
第10日目	9月11日 土曜日		休 会
第11日目	9月12日 日曜日		休 会
第12日目	9月13日 月曜日	午前10時00分 午後1時30分	総務建設委員会 福祉文教委員会
第13日目	9月14日 火曜日		休 会
第14日目	9月15日 水曜日	午前10時00分	定例会再々開
	9月16日 木曜日	午後2時00分	式下中学校組合議会

平成22年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

招集の日時 平成22年9月2日木曜日午前9時59分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

若井 繁 孝	廣 瀬 規矩次	坂 東 暹
松 田 睦 男	池 田 年 夫	辰 巳 勝 秀
梅 本 勝 久	池 本 久 隆	若 井 秀 友

欠席議員数（1名）

馬 場 武 信

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長 志 野 孝 光	副 町 長 森 川 道 弘
教 育 長 岩 井 利 祐	総 務 課 長 中 川 章
健康福祉課長 東 浦 一 人	町民生活課長 西 岡 康 次
産業建設課長 吉 岡 秀 元	教育委員会事務局長 陰 山 尚 則
上下水道課長 松 本 幹 彦	幼 児 園 園 長 吉 井 五十鈴
会 計 管 理 者 向 井 理 則	

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長 土 江 義 仁	モニター室係 岡 本 豊 彦
モニター室係 森 本 典 秀	

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

10番議員 若 井 秀 友	1番議員 若 井 繁 孝
---------------	--------------

平成22年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

平成22年9月 2日 木曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 諸 般 の 報 告 |
| | （1）会計監査報告 |
| | （2）健全化判断比率及び資金不足比率報告 |
| 日程第4 | 選任第4号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任について |
| 日程第5 | 認定第1号 平成21年度三宅町一般会計決算認定について |
| 日程第6 | 認定第2号 平成21年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第7 | 認定第3号 平成21年度三宅町老人保健特別会計決算認定について |
| 日程第8 | 認定第4号 平成21年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第9 | 認定第5号 平成21年度三宅町介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第10 | 認定第6号 平成21年度三宅町公共下水道事業特別会計決算認定について |
| 日程第11 | 認定第7号 平成21年度三宅町水道事業会計決算認定について |
| 日程第12 | 議案第35号 平成22年度三宅町一般会計第3回補正予算について |
| 日程第13 | 議案第36号 平成22年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算について |
| 日程第14 | 議案第37号 平成22年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算について |
| 日程第15 | 議案第38号 三宅町第3次基本構想の策定について |
| 日程第16 | 同意第5号 三宅町教育委員会委員の任命について |
| 日程第17 | 一般質問について |

◎議長あいさつ

○議長（梅本勝久君） 平成22年9月三宅町議会第3回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私ともご多忙の中ご出席を賜りありがとうございます。

本日提案されております議案につきましては、平成21年度一般会計決算を初めとします認定7件、議案4件、選任1件、同意1件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事が進められますよう適正妥当な議決を達せられますよう、議事運営にご協力をお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

◎町長あいさつ

○議長（梅本勝久君） 開会に先立ちまして、志野町長よりあいさつをいただきます。
町長。

○町長（志野孝光君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成22年9月三宅町議会第3回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところ、ご出席いただき、大変ありがとうございます。また、平素は町政に対しまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

本定例会に提案させていただいておりますのは、平成21年度一般会計決算案を初めとする決算認定案7件、平成22年度一般会計補正予算案を初めとする補正予算案3件、基本構想の策定案1件、人事の同意案1件の計12件の重要案件をご提案申し上げ、議会からは選任案1件の合わせて計13件のご審議をいただくわけではありますが、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

◎開会の宣告

○議長（梅本勝久君） ありがとうございます。

初めに、2番議員、馬場武信君より病気により本日の欠席届が出ていることを報告いたします。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、平成22年9月三宅町議会第3回定例会は成立しましたので、開会し、直ちに

本日の会議を開きます。

(午前 9時59分)

◎議事日程の報告

○議長（梅本勝久君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本勝久君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により10番議員、若井秀友君及び1番議員、若井繁孝君の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（梅本勝久君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日より9月15日までの14日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より9月15日までの14日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、ご承知をお願いします。

◎諸般の報告

○議長（梅本勝久君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

池本久隆監査委員より監査報告を求めます。

池本君。

○監査委員（池本久隆君） 監査委員報告をさせていただきます。

去る8月23日、安井茂治代表監査委員とともに、平成22年度定期監査を実施いたしま

したので、その結果をご報告申し上げます。

平成21年度三宅町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算並びに平成22年度会計の状況、現金の出納保管、資金の運用などについて検査を行い、関係書類及び各帳票類の提出を求め、関係者の説明を受け、厳正なる監査を行いました。地方自治法を初めとする関係法令に抵触するところもなく、適正に行われており、特に問題として指摘することなく、いずれも適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

平成22年9月2日、監査委員 池本久隆。

○議長（梅本勝久君） 次に、中川総務課長より、健全化判断比率及び資金不足比率報告を求めます。

課長。

○総務課長（中川 章君） ただいま議長から指示がありました健全化判断比率及び資金不足比率についてのご報告を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成21年度決算指標を算定した報告書を作成し、議会に提出するものでございます。

お手元に配付しております財政健全化法に係る健全化判断比率報告について、並びに公営企業会計に係る資金不足比率報告についてのとおり、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率はなしでございます。実質公債費率につきましては17.3%、将来負担比率につきましては91.9%となっております。昨年に比べわずかながら好転いたしております。資金不足率はなしであります。現在は健全段階にあることをご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（梅本勝久君） ご苦労さんです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎選任第4号の上程、採決

○議長（梅本勝久君） 日程第4、選任第4号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第5条の規定により、9名の委員と議長をオブザーバーとして議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、認定第1号 平成21年度三宅町一般会計決算認

定についてから認定第7号 平成21年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでを本特別委員会に付託の上、審議することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅本勝久君) 異議なしと認めます。

よって、本件については議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決しました。

お諮りします。

ただいま設置されました三宅町決算審査特別委員会の委員の選任については、議員全員でございますので、委員会条例第7条第1項の規定による議長において指名することを省略しまして、本委員会の委員長及び副委員長の指名をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅本勝久君) 異議なしと認めます。

三宅町決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名をさせていただきます。

特別委員会委員長に池田年夫君、副委員長に馬場武信君を指名します。

◎認定第1号～認定第7号、議案第35号～議案第38号の上程、説明

○議長(梅本勝久君) お諮りします。

日程第5、認定第1号 平成21年度三宅町一般会計決算認定についてより、日程第15、議案第38号 三宅町第3次基本構想の策定についてまでの議案については、既に招集通知とともに配付しておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたします。

なお、採決は起立をもって行います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅本勝久君) 異議なしと認めます。

日程第5、認定第1 平成21年度三宅町一般会計決算認定についてより、日程第15、議案第38号 三宅町第3次基本構想の策定についてまでの認定7件、議案4件を一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 異議なしと認めます。

一括上程します。

議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（志野孝光君） 本定例会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明いたします。

まず、認定第1号 平成21年度三宅町一般会計決算認定案並びに認定第2号から認定第6号までの各特別会計の決算認定案、並びに認定第7号 水道事業会計決算認定案については、先ほどご報告いただきました監査委員の審査を得ましたので、地方自治法第233条3項及び公営企業法第30条第4項の規定に基づき、本定例会において認定を賜るべく提出をいたしており、認定第1号から認定第6号までは後ほど会計管理者よりご説明を申し上げます。

認定第7号 平成21年度三宅町水道事業会計決算認定案については、収益勘定による収入額は1億7,806万8,927円、支出額は1億6,844万76円で、収支差引額は962万8,851円となっております。また、資本勘定による収入額は253万500円、支出額は2,183万3,277円で、収支差引額は1,930万2,777円の収入不足となるため、当年度分損益勘定留保金で補てんいたしております。

議案第35号 平成22年度三宅町一般会計第3回補正予算案については、歳入の款8 地方特例交付金において、交付額決定に伴い地方特例交付金で130万1,000円の増額補正を行っております。

款9 地方交付税において、普通交付税の交付額決定に伴い6,046万8,000円の増額補正を行っております。

款13国庫支出金では、交通安全施設等整備事業の交付額の増額に伴い91万円の増額補正を行っております。

款14県支出金の総務補助金では、奈良県地域の観光力向上応援補助金180万円の増額と、活力あふれる市町村応援補助金255万円の増額、並びに民生補助金では、平成21年度老人医療費、母子医療費合わせて12万3,000円の増額補正と、農林水産業補助金では農地制度実施円滑化事業補助金及び農業経営構造対策事業補助金合わせて590万3,000円の増額補正を行っており、おのおの事業の交付額決定に伴う補正を行っております。

県委託金では、国勢調査委託金 6 万 5, 000 円の増額は、交付額の確定によるものであります。

款18繰越金では、前年度からの繰越金として5, 949万円の増額補正を行ったものであります。

款20町債では、普通交付税の交付額決定に伴い、臨時財政対策債1, 760万円の減額補正を行っております。

次に、歳出の款 2 総務費の総務管理費では、奈良県地域の観光力向上応援補助金事業並びに活力あふれる市町村応援補助金事業等として577万9, 000円の増額補正並びに財政調整基金積立金で9, 500万円の増額を行い、統計調査費では国勢調査費用として12万円の増額補正を図っております。

款 3 民生費において、社会福祉総務費では県補助金の確定に伴い、心身障害者医療費補助金の返還金として10万円の増額補正を行いました。

老人福祉費は、重度心身障害老人等医療費補助金の返還金及び介護保険特別会計繰出金合わせて 9 万 6, 000 円の減額補正を行っております。

児童福祉費では、乳幼児医療補助金の清算による返還金で14万2, 000円の増額補正を行っております。

母子福祉費では、母子医療補助金の県補助金の確定に伴う財源の調整を行ったものであります。

款 4 衛生費においては、保健福祉施設指定管理料の修繕費として200万円の増額補正を行っております。

款 6 農林水産業費においては、農地制度実施円滑化事業並びに農業経営構造対策事業等を合わせて640万4, 000円の増額補正を行っております。

款 8 土木費の土木総務費並びに道路橋梁費では、公用車修繕料及び三宅 1 号線歩道整備工事等を合わせて133万3, 000円の増額補正を行っております。

都市計画総務費は、都市計画審議会委員報酬及び公園施設修繕費を合わせて135万8, 000円の増額補正を行っております。

款 9 消防費については、消防総務費で屋外消火栓用消防ホース取りかえ費用として56万7, 000円の増額補正を行っております。

款10教育費については、小学校費で臨時講師賃金並びに自家用電気工作物修繕費を合わせて221万6, 000円の減額補正を行っております。

社会教育費では、音響・非常放送設備保守点検委託料として113万1,000円の減額補正を行っております。

款14予備費については、歳入歳出予算額の調整を行うため、565万円の増額補正を行っております。

以上のことから、今回の補正予算額は1億1,501万円の増額補正となり、予算総額を32億9,601万円と定めるものであります。

議案第36号 平成22年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算案については、歳入の款4国庫支出金において、医療給付費等国庫負担金過年度分に係る414万円の増額補正を行っております。

療養給付費交付金では、歳出における退職被保険者等療養費に係る療養給付費交付金20万円の増額補正を行っております。

款11繰越金では、繰越金の額の決定により356万5,000円の減額を行っております。

歳出については、款2保険給付費の一般被保険者療養給付費の財源の調整を図るとともに、退職被保険者等療養費20万円の増額補正を行っております。

款10諸支出金については、前年度分の国庫支出金等の確定による返還金230万6,000円の増額補正を行ったものであります。

款11予備費については、歳入歳出予算額の調整を行うため173万1,000円の減額補正を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におおの77万5,000円を増額し、予算総額を8億2,077万5,000円と定めるものであります。

議案第37号 平成22年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算案については、歳入の款7繰入金では、歳出予算における一般管理費及び認定調査等費の減額による一般会計からの繰入金11万4,000円の減額補正が生じたため提出を行ったものであります。

款9繰越金では、前年度繰越金の確定により、2,221万6,000円の増額補正を行っております。

歳出においては、款1総務費の総務管理費では、電算システム等で2万9,000円の減額補正を行っており、続いて介護認定審査会費は、介護認定審査会電算システムの見直しによるシステム委託料8万5,000円の減額補正を行っております。

款6諸支出金は、前年度分の国庫支出金等の確定に伴う返還金として261万6,000円の増額補正を行っており、款7予備費においては、歳入歳出予算額の調整を行うため360

万円の増額補正を行っております。

款 8 基金積立金は、平成21年度で施設介護サービス給付費の増加が見込まれ、その財源として基金から1,600万円の取り崩しを行いましたが、その後不要となったために、再度平成22年度へ1,600万円を積み立てを行うべく増額補正を行うものであります。

以上のことから、歳入歳出予算額におおの2,210万2,000円を増額し、予算総額を5億2,920万2,000円と定めるものであります。

以上が補正予算案3件の概要であり、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第38号 三宅町基本構想の策定については、平成23年度を初年度とする町第3次基本構想案について議会の承認をいただきたく提出をいたしました。

続いて、同意案についてご説明いたします。

同意第5号 三宅町教育委員会委員の任命については、1名の委員の任期満了に伴い同意を願うべく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき提出をいたしております。

以上が今定例議会に提出いたしました決算認定案7件、補正予算案3件、基本構想策定案1件、同意案1件の計12件の概要説明であります。

議員各位におかれましてはよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（梅本勝久君） ただいま町長の説明が終わりましたので、引き続き、向井会計管理者より説明を求めます。

はい、向井管理者。

○会計管理者（向井理則君） 失礼します。それでは、認定第1号から認定第6号までの平成21年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について、その概要を順次ご説明申し上げます。

初めに、決算書3ページからの認定第1号 平成21年度三宅町一般会計の決算につきましては、当初予算額29億2,200万円でありましたが、その後5回の補正予算により3億7,203万円を増額し、これに前年度からの繰越明許繰越額4億9,788万6,000円を加え、最終予算額は37億9,191万6,000円となりました。

これに対し決算額は、歳入総額35億1,215万1,174円、歳出総額34億1,275万2,701円となり、歳入歳出差引額9,939万8,473円を平成22年度へ繰り越しを行いましたが、次年度への繰越明許繰越金として地域活性化・経済危機対策事業及び地域活性化・きめ細かな

臨時交付金事業の一般財源分2,981万8,000円と純繰越金6,958万473円であります。

なお、収入未済額は、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、諸収入を合わせ7,391万4,181円になりますが、そのうち国庫支出金の1,805万8,000円は繰越明許分であります。

148ページの財産に関する調書をごらんください。

公有財産、（１）の土地及び建物では、町営住宅の除却により公共用財産で土地が862平方メートルの減、建物が249平方メートルの減となっておりますが、土地は普通財産へ移行したため、宅地で同数が増となっております。また、土地開発基金の宅地で339平方メートルの減、田畑で148平方メートルの減となっております。これは用地売却によるものであります。

1枚めくっていただいた150ページ、（２）の出資による権利では、山辺広域行政事務組合消防庁舎建てかえ事業の財源に充当するため、山辺広域振興基金出資金で364万6,400円の減額となっております。

（３）の物品については、普通自動車で6台の減、保育所・幼稚園バスで1台の減となっております。

（４）の債権は、水洗便所改造資金貸付特別会計が平成18年度で廃止されたことに伴い、その債権49万円を一般会計へ移行し管理することにいたしましたもので、今年度は11万円の貸付金返済がございました。

（５）の基金では、財政調整基金の預金が前年度の決算剰余金により1億円の増額、土地開発基金が土地売却により預金で958万1,679円の増額、土地で同額の減となっております。また、介護従事者処遇改善基金が取り崩しにより273万5,365円の減額、介護給付費準備基金が積み立てにより2,491万円の増額となっております。

152ページからの認定第2号 平成21年度三宅町国民健康保険特別会計決算については、当初予算額8億2,100万円でありましたが、その後3回の補正予算により2,421万7,000円を増額し、最終予算額は8億4,521万7,000円となりました。

これに対し決算額は、歳入総額8億3,372万6,689円、歳出総額8億3,357万1,196円となり、歳入歳出差引額15万5,493円を平成22年度へ繰り越しを行いました。収入未済額は国民健康保険税で6,655万5,500円になります。

195ページ下の財産に関する調書をごらんください。

国民健康保険財政調整基金は、本年度中に300万円の取り崩しがあり、2,206万7,459

円の基金残高となっております。

196ページからの認定第3号 平成21年度三宅町老人保健特別会計決算は、当初予算額200万円でしたが、その後2回の補正予算により750万円を増額し、最終予算額は950万円となりました。

決算額は、歳入総額923万8,629円、歳出総額923万7,832円で、歳入歳出差引額797円となり、同額を平成22年度へ繰り越しを行いました。

210ページからの認定第4号 平成21年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算は、当初予算額7,560万円で、その後3回の補正予算により252万6,000円を増額し、最終予算額は7,812万6,000円となりました。

これに対し決算額は、歳入総額7,563万8,511円、歳出総額7,421万6,501円となり、歳入歳出差引額142万2,010円を平成22年度へ繰り越しを行いました。収入未済額は後期高齢者医療保険料で17万7,200円になります。

228ページからの認定第5号 平成21年度三宅町介護保険特別会計決算は、当初予算額4億8,960万円で、その後4回の補正予算により7,595万2,000円を増額し、最終予算額は5億6,555万2,000円となり、これに対し決算額は、歳入総額5億6,046万3,453円、歳出総額5億3,823万7,126円となり、歳入歳出差引額2,222万6,327円を平成22年度へ繰り越しを行いました。収入未済額は介護保険料で745万2,150円になります。

最後になりましたが、280ページからの認定第6号 平成21年度三宅町公共下水道事業特別会計決算については、当初予算額3億8,540万円で、その後3回の補正予算により1億8,296万4,000円を増額し、最終予算額は5億6,836万4,000円となり、決算額は歳入総額5億5,898万3,558円、歳出総額も同額の5億5,898万3,558円となり、歳入歳出差引額はゼロ円であります。収入未済額は下水道使用料で136万8,140円になります。

以上が平成21年度三宅町一般会計並びに各特別会計の決算の概要であります。詳細につきましては、後日決算審査特別委員会におきまして、事項別明細によりご説明いたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げ、本日の説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（梅本勝久君） はい、ご苦労さんでした。

ただいま町長並びに会計管理者の説明が終わりました。本議案の総括質疑は8日水曜日午前10時より行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

◎同意第5号の上程、説明、採決

○議長（梅本勝久君） 日程第16、同意第5号 三宅町教育委員会委員の任命についてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

町長。

○町長（志野孝光君） 同意第5号 三宅町教育委員会委員の任命につきましては、9月30日に委員1名の任期が満了となることから、委員の任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるべく提出いたしました。

氏名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

住所 _____。

氏名 安井倭子。

生年月日 _____生まれ。

新任でございます。ご同意のほど何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（梅本勝久君） ただいま町長の説明が終わりましたので、日程第16、同意第5号 三宅町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決いたします。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

ここで、本議会において新たに教育委員会委員に就任された安井倭子さんに入場を願います。

（教育委員会委員 安井倭子君入場）

○議長（梅本勝久君） 安井倭子さんにあいさつを受けることにいたします。

どうぞ。

○教育委員会委員（安井倭子君） 失礼いたします。

このたびは三宅町教育委員就任にご同意いただきまして、身に余る光栄と存じております。また、このような晴れがましい場に立たせていただきまして恐縮いたしますとともに、緊張もいたしておるところでございます。まことに恐縮ではありますが、私ごとで長い間教員生活をしてまいりました。その中で子供たちに、努力すれば、頑張れば、明るい将来、輝かしい未来が待っていると言い続けてきたように思います。それが今自

信を持って言えないような状況にあり、さらに、じゃその部分はどうなるのかという答えがまだ出せないでおります。

これを機会に私自身、研さんを積みながら、また皆様方のご指導、ご助言をいっぱいいただきながら委員としてのお仕事に邁進してまいりたいと思いますので、微力ながら頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくご支援のほどお願いいたして、簡単ではございますがごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梅本勝久君） ご苦勞さんでございました。

（教育委員会委員 安井倭子君退場）

○議長（梅本勝久君） ここで、日程第17、一般質問に入る前に10分ほど休憩をさせていただきますと思います。45分に再開させていただきますので、よろしくお願いし、暫時休憩いたします。

（午前10時36分）

○議長（梅本勝久君） 再開いたします。

（午前10時45分）

◎一般質問

○議長（梅本勝久君） 日程第17、一般質問を議題とし、一般質問を行います。

定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（梅本勝久君） 6番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

池田君。

○6番（池田年夫君） 議長の許しがありましたので一般質問を行います。

8月6日に開かれた広島市主催の平和記念式典に、ことしは、国連事務総長を初めアメリカ大使館やイギリス、フランス臨時代理大使など、核保有大国の政府の代表も初めて参加する式典となりました。今や核兵器のない世界をという国民の願いが国際的な動きになってきています。

ことしの5月、ニューヨーク国連本部で開かれた核不拡散条約再検討会議が開かれました。この会議に参加する奈良県代表の要請にこたえ、「核兵器のない世界を」の国際

署名に志野町長も署名し、奈良県の全行政の首長が賛同されたということでもあります。本町も非核宣言都市宣言をしている町として、平和を願う住民の代表として、平和へのメッセージを行うべきだと思いますが、いかがですか、町長の所見を伺います。

また、非核都市宣言を行っている町として、二度と戦争が起こらないように、平和への取り組みを毎年行うことについて町長の所見を伺います。

次に、7月21日午前6時19分ごろ、宇陀市で震度4を記録する地震が発生しました。この地震の発生情報について、三宅町初め御杖村、王寺町、上北山村から気象庁地震情報発表時刻（発生後3分以内）に情報が伝わらなかったことが23日の奈良新聞で報道されました。報道では、原因について調査中となっていますが、このような事態になったことについての町長の所見を伺います。

次に、地震や災害時に住民に知らせる防災無線ですが、風向きなどによって聞こえない地域が発生しています。本町の防災無線は地域のスピーカーまで無線で飛ばす仕組みになっていますので、スピーカーの下などでは声が大きくてうるさいなどの苦情も出されている状態です。地震や災害時には対応が一刻を争うことになります。食料品の備蓄なども大切ですが、住民に周知する方法を考案する必要があるのではないのでしょうか、町長の所見を伺います。

町内の各自治会に自主防災組織が全自治会ではありませんができています。昨年度も行われましたが、全町一斉の訓練を毎年やる必要があるのではないのでしょうか。9月1日が防災の日となって、全国の訓練が行われています。防災の意識を高めるためにも自治会の防災訓練、町の防災訓練等職員を含めた訓練を行う必要があると思いますが、町長の所見を伺います。

災害の点でもう一点、先日、石見で火災が発生いたしました。町民税や国民健康保険税、介護保険、後期高齢者保険料など、災害時の減免措置について、町の条例や法律で決められています。災害に遭った方々の減免は町長の判断でできるわけありますので、被害等をよく検討して実施できるようにすることが求められています。町長の所見を伺います。

これで質問を終わりますが、答弁によっては自席から再質問を行います。

○議長（梅本勝久君） 志野町長。

○町長（志野孝光君） 6番、池田議員の平和の問題の質問にお答えします。

世界の恒久平和は、すべての人類共通の切なる願いであります。だれもが戦争のない

平和な世界を当然願っています。しかし、世界には核兵器が存在し、地域紛争などによりかけがえのない命が脅かされていることも事実でございます。

私たちは、戦争による世界最初の被爆国の国民として、平和憲法の花神にのっとり、核兵器の廃絶と世界の軍備縮小に向け、積極的な役割を果たさなければなりません。三宅町でも非核三原則を遵守し、先人の伝統と文化遺産を継承し、地球上から核兵器を廃絶し、核のない平和な世界を実現することを求め、昭和60年に非核平和宣言を行っております。

三宅小学校におきましては、毎年8月6日に、平和への取り組みとして平和集会を開催しております。さらに、小学校の修学旅行では広島の花和公園を見学し、戦争の悲惨さを後世に語り継ぎ、平和の大切さを教えるべく取り組みも行っております。

平和へのメッセージにつきましては、戦争のない平和で美しい地球を子供たちに伝えるため、非核三原則の権利を訴え続けてまいります。

さらに、平和への取り組みといたしまして、引き続き日本国際連合協会奈良県本部にも会員として協力を行い、毎年実施されております原水禁平和大行進並びに磯城郡平和の集いにも後援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、災害についての御質問にお答えをいたします。

7月21日の地震発生情報が気象庁へ伝わらなかった原因につきましては、本町に県が設置しております地震震度計の機械のふぐあいによるものであり、去る8月6日に県のほうで機械の修理が行われたところであります。

次に、災害時における住民への情報の伝達については、確かに池田議員ご指摘のとおり、一刻を争うことであり、災害時においては状況に応じ、適切な避難勧告等をより早く町民に伝達することが被害を最小化する観点から極めて重要であると認識いたしております。

災害時の情報伝達は、現在行っております防災無線並びに広報車による巡回や町の安全・安心メール等で引き続き行うとともに、町の各自治会並びに自主防災会等とさらなる連携を行いながら、町民が安心して安全で生活できるような情報発信に取り組んでまいります。

続きまして、防災訓練の質問にお答えいたします。

既に自主防災会を組織されております6地区におきましては、地域独自の防災訓練を幾度となく実施されております。

昨年12月13日に町が実施いたしました町内自主防災合同防災訓練には、全自治会並びに自主防災会等も合同訓練に参加をしていただきました。住民の参加者は町内全域から193名の参加があり、住民の防災意識への関心の高さがうかがえました。

町といたしましては、本年度も町内自主防災合同防災訓練を行う予定をいたしており、昨年より多くの住民の方に参加をいただき、防災に関心を持っていただくよう訓練内容の検討を現在行っているところでございます。

町職員の防災訓練は、平成15年より参集訓練や防災機材の使用法、並びに昨年度の避難所の開設訓練等を毎年実施してまいったところであり、職員の防災訓練につきましては、さきの町内自主防災合同訓練と同時実施する予定であります。

災害時の介護保険料並びに後期高齢者保険料の減免につきましては、災害の適用範囲に基づく減免割合が定められておりますので、現在その基準に基づきながら運用を行っているところであります。町税、国民健康保険税につきましても、災害並びに町長が特に必要と認めた者に対する税の減免を行うこととなっておりますが、被害の適用範囲に基づく減免割合が定められておりませんでしたので、さきの介護保険料と同様に被害の適用範囲に対応できるよう減免条例等の見直しを行うべく、現在作業を既に行っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で回答を終わらせていただきます。

○議長（梅本勝久君） 池田君。

○6番（池田年夫君） 今、町長のほうから答弁あったんですけれども、小学校などについては8月に平和の取り組みだとか、あるいは広島への修学旅行だとか、そういうことが行われているんですけれども、町民全体としての取り組みというのか、そういうことが不十分ではないかなというふうに思うんです。65年前の戦争を風化させないためにも町として何ができるのかということを検討してもらって、具体的に例えば町内でも戦争の傷跡があるのかどうかという調査だとか、あるいは戦争の生々しい写真展を1階のロビーなどを使って行うとか、あるいは文化祭などのときに写真展を行うとか、あるいはそういう戦争当時の人たちの生存者の戦争の体験談などを聞くとか、そういうことを行っていくということなども取り組みとして検討していただきたい、こういうふうに思います。町長の所見をお伺いいたします。

そして、災害の問題ですけれども、具体的に、今町税や保険料などについて減額や減免について町の範囲としてと言われたんですけれども、火災などについても実際に入れ

るべきでないかというように思うんですけども、この点について町長の所見を伺います。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） 確かに池田議員の再質問でお伺いいたしましたように、町全体の取り組みとしてのご回答が不十分であったように思います。

今、池田議員が再質問でおっしゃられましたような内容のことも、今後十分検討してまいりたいと考えております。

また、2つ目の再質問でおっしゃられました、火災のほうもしっかりと条例に入れていくようにとのご意見でございました。確かに現在ございます条例には水害のみとなっておりますので、先ほど回答でも申し上げましたように、現在さまざまな内容を網羅できるように、介護保険また後期高齢者ともリンクするように条例のほうの改正作業に入っておりますので、ご理解ほどよろしく願いいたします。

○議長（梅本勝久君） 池田議員さん、ご苦労さんでございました。

◇ 廣 瀬 規矩次 君

○議長（梅本勝久君） 次に、3番議員、廣瀬規矩次君の一般質問を許します。

廣瀬議員。

○3番（廣瀬規矩次君） 議長の許可を得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。

質問の内容は、三宅町の10年後の人口についてであります。

今回の質問は、前回に引き続き、その延長線上のものであります。通告書の指標ですが、これは人口予測については前回指標そのままであります。つまり、三宅町及びほか2町との対比であります。現状を自然の流れのままに放置しておきますと、記述の表になるという警告であります。

これは前回の表と全く同じであります。その人口の予測数値は2010年、これは4月1日現在であります。三宅町は7,514人、川西町は8,810人、田原本町は3万2,395人、2025年、いわゆる15年後になりますと、三宅町は5,000人、川西町は6,700人、田原本町は2万9,000人、これが2050年、つまり40年後になりますと、三宅町は2,500人、川西町は3,750人、田原本町は2万2,000人という、これは元長崎市長の木下敏之氏の資料によるものであります。

今申し上げましたその指標は、前回の、先ほども言いましたが、一般質問で提示したものでありますが、いずれの市町村も取り巻く環境は年々人口減とともに、高齢者の増加や少子化が進み、衰退していくことを危惧しています。このままの推移でいくと、2050年には、つまり40年後には極めて低い人口数値の予測であります。このような現象を最小限にとどめ、活力ある町運営をしていかなければなりません。

前回私は、三世代家族の奨励政策、あるいは町内の空き家の活用について、これについて質問をさせていただきましたが、すべて否定的な答弁でありました。三宅町が若返り人口減を食いとめるためには、平成32年、10年後の目標人口をどのように設定され、現状を踏まえ、若年層の定住対策や少子化対策、そしてまた高齢者の生きがいや福祉、健康についてどのような政策で臨むのかお尋ねをしたいと思います。

また、現在の人口フレームについて、平成21年3月度末現在で総人口7,610人に対し、年少人口、これが845人、11.1%、生産年齢人口が4,764人、62.6%、高齢人口が2,001人で26.3%という状況になっており、将来の人口フレームについて年少人口プラス高齢人口、これが生産年齢人口を上回るものにならないか危惧をいたしております。現状と将来を見据えて、どのように受けとめておられるのかお尋ねをしたいと思います。

ちなみに、年少人口というのはゼロから14歳であります。生産年齢人口は15から64歳、高齢人口は65歳以上であります。これをつけ添えて一般質問とさせていただきます。

○議長（梅本勝久君） 志野町長。

○町長（志野孝光君） 3番、廣瀬議員の10年後の人口についてのご質問にお答えいたします。

三宅町の人口は、ご指摘のとおり現状のままで何も手を打たなければ当然減少し続けていくものと思われます。先日、三宅町第3次基本構想審議会より答申をされました三宅町第3次基本構想案においても、平成32年、2020年には総人口が約6,872人になると推定しており、行政としても人口の減少について危惧しているところでございます。

審査会の議論の中では、日本全体が人口減少社会に突入している中、右肩上がりの将来人口の目標を設定することは難しいが、できる限り減少を抑制するよう努力してほしいとのご意見をいただいております。

このような意見を受けまして、基本構想においては将来人口フレームとして、平成32年で7,300人を目標として掲げております。

人口減少抑制に向けました取り組みにつきましてですが、京奈和自動車道三宅インタ

ーチェンジの開設及び24号線バイパスが縦断することから、通勤圏の拡大等の利便性の向上や、基本構想に掲げたまちづくり構想の各分野の重点施策に取り組むこととし、特に子育て支援等の分野の取り組みを町内外にPRしていくことで、子育て世代の定住促進が図られ、町の住みやすさが向上し、人口流出の歯どめにつながるものと考えています。

また、面積的な面から大規模な住宅開発等が望めない三宅町におきましては、住民、地域、企業、行政の協働による小さな町を生かした魅力・活力あふれるまちづくりにより人口減少の抑制を図ってまいりたいと考えております。

将来の人口フレームにつきましては、三宅町では幼稚園における教育と保育所における保育を有機的に組み合わせた幼児教育を先進的な取り組みとして行っており、年度途中の入園・入所も認めており、待機児童はゼロの状況であり、療育の仕組みも整い、障害を持つ保護者からの信頼を得ております。

また、6年生まで利用できる学童保育や児童館活動などの子育て環境も大変充実しており、子育て世代の定住の促進が図れることから、議員お尋ねの生産年齢人口は目標人口のとおり今後推移するものと受けとめております。

○議長（梅本勝久君） 再質問ありますか。

廣瀬議員。

○3番（廣瀬規矩次君） 今までの質問の中でもそうですが、何か精神論の答弁のようにも、いつもそう受けとめているわけですが、このことをよいように理解すれば、今後、三宅町の基本構想に基づく施策として反映され、その上に立って予算の確保もされるでしょうが、どのようなところに力点を置いて実行されるか見守っていききたい、このように思っています。答弁は結構でございます。

○議長（梅本勝久君） 廣瀬議員、ご苦労さんでございました。

◇ 坂 東 暹 君

○議長（梅本勝久君） 次に、4番議員、坂東 暹君の一般質問を許します。

坂東 暹君。

○4番（坂東 暹君） 議長のお許しをいただきましたので、坂東が一般質問をさせていただきます。

私の質問のテーマでありますけれども、「あれかこれか」のまちづくりについてとい

うことであります。

前回私は、第2回定例会におきまして、「あれもこれも」から「あれかこれか」のまちづくりについて一般質問をさせていただきました。当日議場で答弁をいただきました。一般的な基本理念に関する考え方とお聞きをいたしました。

私は、これからのまちづくりはリーダーが進むべき方向を明確にして、優先順位を決めて、具体的に発信、推進していく。その過程で住民に言いにくいことやできないこと、やるべきでないこと等も発信し、その過程で住民との対話が必要であると。地域の代弁者としてわかりやすく語り、説明責任があると常々考えています。その過程であれかこれかが絞られてくると思っております。

住民の代弁者たる私が勉強不足、理解不足なのか、答弁の内容が理解・消化不十分になっておるところでございますので、今回、前回に続いて再質問をさせていただきます。住民に語るつもりでひとつ具体的によろしく願いいたします。

前回回答いただきました中から4点に絞って再度質問させていただきます。

1点は、三宅町住民の生命や財産を守る立場にある行政として、切り捨てをする施策転換よりも、地域を構成するすべての主体が協働だと、このように主張されております。生命や財産を守ることを今ここで強調して、切り捨てをする施策転換とは、何を問題視し、どうしようとされているのか、ご説明をお願いしたいと思います。

2つ目であります。

地域を構成するすべての主体が三宅町の特長や資源を生かし、町民と行政が協働役割を分担したまちづくりが大切だと答えられました。まさに私もそのとおりだと思います。同じ考えであります。

では、そのねらい目はどこなのか、目のつけどころはどこなのか、アイデアと提案を語っていただきたい。リーダーの夢と方向を具体的に語っていただきたい、そういう意味でご質問をさせていただきます。

3点目であります。

厳しさを増す財政状況を考えながら、施策の優先順位を重視し、効率的かつ効果的な施策の転換が必要と。まさにそのとおりでございます。優先順位の大きな1、2、3、これを明確にする必要があるのではないのでしょうか。それを明確にしたプランに基づいて年次予算計画が実行されれば、あれかこれかが絞られてくるのではないのでしょうか。

ところが、施策の具体化が年次予算計画に集中しますと、結果的にどうしても前年を

踏襲する、繰り返す、総花的になる、あれもこれもちょびつとずつと、結果的にそうなるってしまうのではないかと考えてしまうのでございます。このところをどんなふうにかえられますか。あれかこれかが明確になれば、3年後、5年後、私たちの町の姿が我々にももうちょっとわかりやすくなるのではないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

4点目であります。

広域連携の件についてもお尋ねしたんですが、私が質問させていただきましたのは、行政府や県が進めております消防や基幹システム、こんなことをお尋ねしたのではなくて、課題や悩みを共有する近隣の町同士が連携し合ったり、助け合ったり、協力したり、知恵を出し合う施策の検討は考えられないんだろうかと。リーダーがどんな考え方を持って行動するか、発信の仕方によっても変わってくるのではないかと考えて、文化ホールの事例など、具体的な事例を入れて所見をお尋ねした次第でございます。

近隣の町や課題を共有する町との交流や協力について、どのようにお考え、もしお取り組みの状況があればお聞かせいただければなと、そんなふうにして質問をさせていただきます。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（梅本勝久君） 志野町長。

○町長（志野孝光君） 4番、坂東議員の「あれかこれか」のまちづくりについてご回答申し上げます。

坂東議員の一般質問でございますが、ご質問をお受けいたしましたところ、前回に続きましての「あれかこれか」のまちづくりについてのご質問でございますが、非常に私が読ませていただきましたところ、内容が多岐にわたっておりまして、一般質問通告書を数度となく読み直しましたが、なかなか議員の納得いけるような回答とはひょっとしてほど遠いかもしれないということを事前にお伝えして、私なりの理解の上でご回答をさせていただきます。

総論といたしましては、市町村は住民に身近な基礎的自治体として、その行政の守備範囲は当然大変広うございます。その中で、教育、福祉や保険等、国の制度等にのっとり全国一律に進めていかなければならない業務もたくさんございます。

自主財源に乏しい本町といたしましては、おのずと単独事業として「あれもこれも」に取り組むことは非常に困難でございます。このような状況の中におきまして、住民の皆様方の安全や安心を確保するため、限られた予算を有効に使う必要があり、町といたし

ましては過去の慣例にとらわれない予算執行、例えば最近ですと委託業務の随意契約から競争入札への変更など、引き続き行財政改革に努めるとともに、住民の皆様におきましては、自分たちができることは自分たちで行っていただきたいと。そして、行政はその活動をサポートするというような、行政と住民の方々がパートナーとしてともに住みよいまちづくりを行うことが大切ではないかと考えております。

その結果、住民の皆様方には当然ご無理をお願いしている面もたくさんあるかとは存じます。この大切な予算について薄く広くばらまくのではなく、今定例議会に提出いたしております三宅町の第3次基本構想の作成過程においても、住民の皆様のアンケートを実施しておりますが、その中で示されましたニーズ等も踏まえて、基本構想の三宅町の将来像を見据えながらめり張りのある予算の投入を行ってまいりたいと考えております。

当然そのプロセスにおきましては、議会のご承認も必要であり、その際には十分な議論を行ってまいり所存でございます。

それでは、個別部分のご質問についてでございますが、個別①の前半部分で、三宅町住民の生命や財産を守る立場にある行政としては、切り捨てをする施策転換よりは地域を構成するものを主体としてはどういことですか、従来と同じですかというようなご質問をされています。

この部分は前回、一般質問で私が回答させていただいた内容でありまして、その回答の後には地域を構成するすべての主体が三宅町の特性や資源を生かした、町民と行政が協働と役割分担によってまちづくりを進めていくことが大切であると考えておりますと、このように回答は続くわけであります。

いきなり話が②の質問のほうに飛びますが、②のご質問のほうで議員は地域を構成するすべての主体が、三宅町の特性や資源を生かし、町民と行政が協働役割分担したまちづくりが大切だと言われた。まさにそのとおりだと思います。私も大賛成ですと質問書で、このように述べられています。

①では、どういことですか、また従来と同じですかというようなご質問をされ、次の②ではそのとおりだと思います、私も大賛成ですと、このように述べられており、私は前回の回答の内容が理解できておられないので再質問をなさっておるのか、逆に町長の言うとおりでから頑張ってやりなさいと、私の背中を押していただいておりますのか、今回の質問の内容を私はどのようにとればよいのかが現在わからない状態でございます。

地域を構成する主体が特性や資源を生かしたということは、三宅町は、議員もご存じのように隣接する町の境目まで縦横歩いていけるような小さな町でございます。いろいろな面で情報伝達が速く、まとまった行動も迅速に起こすことができます。10ある自治会でも人口の差、地理的な違い、道路など区画された公園等の整備された良好な住宅地も町内にありながら、田園地帯に囲まれた、また道路としては軽トラックが入るのにいったいいっぱいの道路がたくさんあるような住宅地等もあり、またそこにお住まいの方々がそれぞれの人生におきまして、今までご経験をなさってこられた内容の違いなどがありますが、たくさんの皆様がまちづくりに携わっていただいております。

町が進むべき大きな目標は同じであって、地域を構成する組織すべてがこの目標を同じ方向に向かなくても、また一律の行動をとらなくても、細部は違っているが、そんなまちづくりが今後組織を継続するのにはしやすく、また組織の発展を望めるものと考えております。

①の質問に戻りますが、従来と同じですかの後に続く内容には、過去が悪ければ直せばいい、改善すればいい、仕組みが腐敗したのであれば見直せばいい。問題だと思うのは、過去の慣例やシステムの妥当性、正当性を訴えて現在のやり方が適正であるかのごとく勘違いをして、見直しに目をつぶり、過去の慣例やシステムを継続しようとしたり、目的や減点の見直しに目をそむけることだと思いますが、いかがでしょうかと、このようにご質問をされております。

最後のほうのいかがでしょうかというような質問に対しましてのご回答といたしましては、私はおっしゃるとおりでございますというような回答をさせていただくことしかできません。ただ、議員はよく、企業的には、また一般社会においてはというような言葉をお出しになって、いろいろな面と比較して発言をなされますが、確かに行政はほかから見ていろいろなスピード面で遅いというようにとられる場合がたくさんございます。法律、条例、要綱、要領とさまざまな取り決めの中で、改善を1つ行うにしても、それらを1個ずつ解決し、取り組んでいかななくてはならない過程も議員にはご理解をいただかなくてはならないのではないかと考えております。また、行政においてもすべてが遅いのではなく、議員のおっしゃる企業的、また一般社会と同じぐらいにスピーディーに事が運んでいることもたくさんあるということもあわせてご理解をお願いいたします。

続きまして、リーダーは夢と方向性を具体的に語る必要があるのではとのご質問でございますが、私もその必要性は十分に感じております。就任後から、「町長室から」と

いう広報の枠をいただきまして、締め切りの都合上、内容はおくれていることもございますが、町の状態でありましたり、年度の取り組みや、町として協力をいただきたいことなどをここでつづっております。この春からは、「みどりの風に乗って」という題名に改名をいたしまして、さらに内容充実に努めているところでございます。

3月議会の議員の三宅町のホームページのさらなる活用に向けてのご質問におきましても、広報みやけ、議会だより、ホームページと関係者のご尽力に敬意を表したいと述べられております。少なからず、私のコラムを初め内容の充実、広報広告と取り入れた取り組みなど、議員には情報発信をご理解いただいておりますところであると考えております。

また、新聞各社、テレビ局に対しましても三宅町の取り組みをどんどん取り上げていただけるように、報道関係への広報活動も積極的に行っております。

議員には、1300年関連事業、また緑のカーテン事業などいろいろとご協力をいただいておりますが、車で言いますところの両輪の議員の活動といたしまして、ある面では行政を追及・監視しながらも、またある面では行政のよい面はもっともっと住民の皆様に広めていただき、ご協力をいただかなければならない点は議員からもお願いをしていたらと考えております。

続きまして、③の質問の厳しい財政状況を考えながら施策の優先性を重視し、具体化しようとするれば施策を明確化し、優先順位を1、2、3、4と決めて実行し、施策の具体化が年次予算計画に集中すると、あれもこれも少しずつになりませんかのご質問に対しましては、回答といたしましては、少しずつにはならないというご回答を申し上げます。決まった総予算を昨年は、例えば10の事業で分配して行った。そしてことは、やるべき事業がふえて総予算を15の事業で分配したという内容であるならば、当然1つの事業への予算は少しずつになりますが、予算組みにおきまして、優先順位をつけて実施する事業においては、当然計画段階、また予算検討段階において、事業内容の見直しを図り、事業費を増額させる場合も、また減額させる場合もあります。そして、更新や変更年度が重なる場合や、例えば今年度もそうでございますが、工事関係でいいますと、小柳歩道工事や石見歩道拡幅を実施したいといった重点施策があった場合は、あれもこれも少しずつに予算がなるのではなく、それぞれの計画において必要な予算が積み上げをされ、当該年度において予算が膨らんだり、また大きな事業の少ない年度においては予算が小さくなったりするのが、優先順位をつけて実施する場合の予算でございます。

続きまして、4番目のご質問の広域連携についても、行政府や県が中心に進めている消防行政や基幹システムをお尋ねしているのではなくとおっしゃっていただけますが、前回の質問においては、個別に町村だけでは対応の難しい課題については、広域連携をして、広域で、また協働で対応するなどの方法も含めまして、あれもこれもからあれかこれかのまちづくりについて、町長の基本的な考えをお尋ねしますとございました。前回のこのような質問につきましては、私の答弁のとおりとなるように思います。

議員の活動にご意見を申し上げまして非常に申しわけない思いでいっぱいですが、できましたらご質問のポイントを絞っていただきまして、明確にご意見を述べていただきましたほうが、回答のほうも議員の意に沿えるものになるように考えております。

最後の自分の考えを訴える、発信することによって方向も変わるのではありませんか、また小さな協力はどう考えますかの質問では、議員がおっしゃるとおり、大阪府知事や大阪市長、名古屋市長などメディアを通じ、またメディアをうまくお使いになっている皆さんのようにはまいりませんが、必要などころでは自己主張をしっかりと行うようにしてまいります。是々非々の姿勢をモットーとしながら行政の取り組みをご理解いただいている坂東議員におかれましても、町が大きな旗を振る、そのときには先頭に立ってご協力をお願いしたいものでございます。

お隣との小さな協力につきましても常に情報交換を行い、また提案を行ったり、提案をいただいたりといったようなやり取りを行ってはおりますが、議員おっしゃるとおり相手のあることです。また先方にも事業の優先順位がありまして、なかなかお互いの考えが合致しておらないのも現状でございます。しかしながら、よいことは引き続き提案、検討し続け、また先方からの提案に対しましてもしっかりと検討してまいる姿勢であるということをご理解いただきまして、今回の坂東議員の一般質問への回答とさせていただきます。

○議長（梅本勝久君） 通告、今まで決められた時間内であと8分ぐらいございますので、どうぞ再質問。

○4番（坂東 暹君） ございません。

○議長（梅本勝久君） よろしいですか。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（梅本勝久君） 本日はこれをもって散会をしたいと思います。

次回は、9月8日水曜日午前10時より議会を開きます。本日はどうもご苦労さんでございました。

（午前11時32分）

平成22年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

招集の日時 平成22年9月8日水曜日午前9時59分再開

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

若井 繁 孝	廣 瀬 規矩次	坂 東 暹
松 田 睦 男	池 田 年 夫	池 本 久 隆
辰 巳 勝 秀	梅 本 勝 久	

欠席議員数（2名）

馬 場 武 信	若 井 秀 友
---------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長 志 野 孝 光	副 町 長 森 川 道 弘
教 育 長 岩 井 利 祐	総 務 課 長 中 川 章
健康福祉課長 東 浦 一 人	町民生活課長 西 岡 康 次
産業建設課長 吉 岡 秀 元	教育委員会事務局長 陰 山 尚 則
上下水道課長 松 本 幹 彦	幼 児 園 園 長 吉 井 五十鈴

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長 土 江 義 仁	モニター室係 岡 本 豊 彦
モニター室係 森 本 典 秀	

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

10番議員 若 井 秀 友	1番議員 若 井 繁 孝
---------------	--------------

平成２２年９月三宅町議会第３回定例会〔第２号〕

議 事 日 程

平成２２年９月 ８日 水曜日

午 前 １０時００分 再 開

- | | |
|------|---------------------------------------|
| 日程第１ | 認定第１号から認定第７号までの７議案に対する決算審査特別委員会付託について |
| 日程第２ | 議案第３５号から議案第３８号までの４議案に対する質疑、各委員会付託について |

◎再開の宣告

○議長（梅本勝久君）　ただいまより平成22年度三宅町議会第3回定例会を再開いたします。

議員各位におかれましては公私ともお忙しい中ご出席を賜り、心より敬意をあらわす次第でございます。

初めに、2番議員、馬場武信君と10番議員、若井秀友君より本日の欠席届が出ていることをご報告いたします。

ただいまの出席議員数は8名で定足数に達しております。

よって、会議は成立しました。本日の会議を開きます。

（午前　9時59分）

◎議事日程の報告

○議長（梅本勝久君）　なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎認定第1号～認定第7号の委員会付託

○議長（梅本勝久君）　日程第1、認定第1号　平成21年度三宅町一般会計決算認定についてより認定第7号　平成21年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでの7件は、既に三宅町決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員は私をオブザーバーとして全員でございます。総括質疑は割愛いたします。

◎議案第35号～議案第38号の総括質疑

○議長（梅本勝久君）　日程第2、議案第35号　平成22年度三宅町一般会計第3回補正予算についてから議案第38号　三宅町第3次基本構想の策定についてまでの4件を一括議題として、今定例会に通告されました議員の総括質疑を許します。

6番議員、池田年夫君、総括質疑を許します。

○6番（池田年夫君）　一般会計の補正予算の部分ですけれども、7ページに奈良県地域観光力向上応援補助金として435万円が増額補正されることになっています。この事業の内容の説明と活用について説明してください。

○議長（梅本勝久君） 中川課長。

○総務課長（中川 章君） それでは、ただいま池田議員のご質問にお答えします。

奈良県地域観光力向上応援補助金の事業内容といたしましては、平成20年度は観光看板等の設置事業を既に行っております。

平成21年度は観光ガイドマップの作成、アザサの花復旧活動並びに観光ボランティア養成講座を行いまして、本年度は聖徳太子のゆかりの地として太子堂が当時のまま残存する三宅町の観光名所の魅力づくりに、アザサの花が群集して咲き誇るアザサ池の築造事業を行い、魅力ある観光地づくりを進める目的で、総事業費といたしまして360万円を計上いたしまして、補助率といたしましては2分の1、ここに記載されておりますように180万円の県補助金の申請を行いまして採択をいただきました。

また、当初予算で既に承認いただきました三宅町の歴史等を絵本として作成する事業を、町単独事業といたしまして234万円を予算計上させていただきました。絵本づくりに加えまして、地域の言い伝えや歴史を後世に残す地域歴史ライブラリーの活用経費と、観光ガイドや地域歴史語り部隊養成をあわせまして、県の活力あふれる市町村応援補助金に応募いたしまして、審査の結果、県補助事業にこのたび採択されましたので、当初町単独事業で組んでおりましたものを県補助事業に組み替えをいたしました。これは、総事業費は340万円を計上いたしまして、補助率は4分の3ということで、今回255万円の補助申請を行いまして、観光力向上補助金と活力あふれる市町村応援補助金を合わせまして県補助金435万円の増額補正の予算計上をさせていただきました。

以上です。

○議長（梅本勝久君） ほか。

ないですか。

以上で総括質疑は終わります。

質疑を終結します。

◎議案第35号～議案第38号の委員会付託

○議長（梅本勝久君） お諮りします。

議案4件は各常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 異議なしと認めます。

したがって、議案４件は各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（梅本勝久君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

なお、９日より１４日まで各常任委員会並びに特別委員会の開催のため休会とし、９月１５日午前１０時より再開し、特別委員会並びに各常任委員会に付託されました各議案について委員長の報告を求めることにいたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでございました。

（午前１０時０４分）

平成22年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

招集の日時 平成22年9月15日水曜日午前9時59分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

若井 繁 孝	馬 場 武 信	廣 瀬 規矩次
坂 東 暹	松 田 睦 男	池 田 年 夫
池 本 久 隆	辰 巳 勝 秀	梅 本 勝 久
若 井 秀 友		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長 志 野 孝 光	副 町 長 森 川 道 弘
教 育 長 岩 井 利 祐	総 務 課 長 中 川 章
健康福祉課長 東 浦 一 人	町民生活課長 西 岡 康 次
産業建設課長 吉 岡 秀 元	教育委員会事務局長 陰 山 尚 則
上下水道課長 松 本 幹 彦	幼 児 園 園 長 吉 井 五十鈴

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長 土 江 義 仁	モニター室係 岡 本 豊 彦
モニター室係 森 本 典 秀	

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

10番議員 若 井 秀 友	1番議員 若 井 繁 孝
---------------	--------------

平成 22 年 9 月三宅町議会第 3 回定例会〔第 3 号〕

議 事 日 程

平成 22 年 9 月 15 日 水曜日

午 前 10 時 00 分 再 開

日程第 1

特別委員長及び常任委員長報告

1. 決算審査特別委員会委員長報告
2. 総務建設委員会委員長報告
3. 福祉文教委員会委員長報告

◎再開の宣告

○議長（梅本勝久君） 平成22年9月三宅町議会第3回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、会議は成立しました。これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎議事日程の報告

○議長（梅本勝久君） 本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎常任委員長及び特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本勝久君） 日程第1、特別委員長及び常任委員長報告についてを議題とします。

去る9月2日及び8日の本会議において、常任委員会並びに特別委員会に付託いたしました議案等について、各委員長より報告を求めます。

まず、9月9日と10日に開会されました決算審査特別委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員長、池田年夫君。

池田さん。

○決算審査特別委員長（池田年夫君） 去る9月2日、第3回定例会本会議において決算審査特別委員会が設置され、当委員会に審査付託を受けました平成21年度三宅町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計歳入歳出決算について、予算の執行が関連法令によって適正かつ効率的に行われたかどうか、行政効果が発揮できたか、行政サービスの提供が的確に図られているかなどに視点を置き、去る9日、10日の2日間にわたり委員会を開催し、慎重に審議いたしました経過並びに結果について報告申し上げます。

まず、平成21年度三宅町一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額の35億1,215万1,174円で、歳出決算額は34億1,275万2,701円、歳入歳出差引額は9,939万8,473円となり、次年度へ地域活性化・経済危機対策事業として防災行政無線デジタル化更新事業及び学校情報通信技術環境整備事業を、またきめ細かな臨時交付金事業としては庁舎改修工事並びに三宅小学校ソーラーパネル設置事業等に係る一般財源分である繰越金2,981万8,000円

と、歳計剰余金繰越金6,958万473円が繰り越しされています。

財政健全化法に係る健全化判断比率報告で、実質公債費率については、平成20年度より21年度は19.6から17.3になり、将来負担比率も121.2%から91.9%と改善されています。

歳入について主な収入を申しますと、町税の徴収率は93.2%で、6億5,556万2,295円となり、歳入決算額の18.7%になっております。

地方譲与税及び各交付金収入では、1億690万160円で、歳入決算額の3%になっております。

地方交付税は15億1,630万4,000円、歳入決算額の43.2%となっております。

分担金及び負担金並びに使用料及び手数料では、幼稚園保護者負担金、式下中学校普通交付税負担金を初め、町営住宅使用料、幼稚園授業料並びに各施設使用料等を含め、1億1,416万4,675円で、歳入決算額の3.3%となっております。

国・県支出金では、児童手当負担金、障害者自立支援給付費負担金、安全・安心な学校づくり交付金、福祉医療等補助金、総合センター等運営費補助金、県民税徴収事務委託金を合わせて5億6,359万6,198円となり、歳入決算額の16.0%となっております。

財産収入では、事業残地売却収入、各基金利子を合わせて1,601万333円となり、歳入決算額の0.4%となっております。

寄附金では、ふるさと三宅まちづくり応援寄附金の1万2,000円となっております。

繰入金では、公債費、償還基金等の繰入金で98万2,056円となり、歳入決算額の約0.1%となっております。

繰越金では、前年度歳計剰余金繰越金及び繰越明許費明許繰越金で1億832万8,516円となり、歳入決算額の3.1%となっております。

諸収入においては、市町村振興宝くじ収益金、住宅新築資金等貸付金元利収入、職員駐車場収入等を合わせて6,749万941円となり、歳入決算額の1.9%となっております。

町債では、臨時財政対策債、学校教育施設等整備事業債、公的資金借換債を合わせて3億6,280万円となり、歳入決算額の10.3%となっております。

歳出については、予算額に対する執行率は90.0%となり、そのうち会議費6,122万5,083円で1.8%、総務費は企画費、徴税費と他で7億3,079万8,713円の21.4%の執行となっております。

民生費においては、社会福祉費、児童福祉費、災害救助費を含め7億1,891万8,390円、21.1%となり、衛生費においては、保健衛生費、清掃費を合わせて2億6,671万1,842円

の7.8%でありました。

農地費及び商工費を合わせて4,170万4,294円の1.2%で、土木費は、都市計画費、住宅費等を含め2億9,755万7,022円の8.7%となりました。

消防費については1億4,961万1,720円の4.4%となり、教育費においては、小・中学校費及び幼稚園費、社会教育費等を含め4億8,198万2,055円の14.1%でした。

公債費については、元利利子を含め、6億6,424万1,582円で19.5%の執行でありました。

執行された中でも主な支出を申し上げますと、会計全体の人件費で8億5,878万7,000円となり、歳入決算額の25.9%になっております。補助費等については、山辺広域行政事務組合負担金、国保中央病院組合負担金、シルバー人材センター運営負担金並びに式下中学校組合負担金等で4億5,397万8,000円となり、歳入決算額の13.7%になっております。

公債費は、町債借入金の元利償還額を合わせて5億210万4,000円となり、歳入決算額の15.7%になっております。

繰出金は、各特別会計への繰出金として4億5,889万6,000円となり、歳入決算額の22.5%となっております。

また、投資的経費については3億6,827万3,000円となり、歳出決算額の11.1%となっております。

次に、審査経過について申し上げます。

歳出では、基本構想策定の経費について、人権団体助成金、地域活性化諸事業について、商工費については商工関係団体への補助金の適正な執行がなされているのか、土木については町営住宅の修繕内容また公有財産の購入の詳細等について、消防費については防災用備蓄用品のことについて、おのおの質疑を行いました。

衛生費については保健福祉施設の指定管理内訳について、またごみ・し尿の処理のことについても質疑をいたしました。

幼稚園教育については、臨時雇用の人件費の内訳、小学校における子供と親の相談員の処遇、理科備品の購入等の質疑を行い、委員より出された意見を新年度予算に生かされるよう要請し、一般会計決算について賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成21年度三宅町国民健康保険特別会計決算については、歳入決算額8億3,372万6,689円に対して歳出決算額は8億3,357万1,196円で、実質収支では15万5,493円とな

った決算内容であり、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成21年度三宅町老人保健特別会計決算については、歳入決算額は923万8,629円に対しまして歳出決算額は923万7,832円で、実質収支額は797円の決算内容であり、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

平成21年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算については、歳入決算額7,563万8,511円に対しまして歳出決算額は7,421万6,501円で、実質収支額は142万2,010円の決算内容であり、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成21年度三宅町介護保険特別会計決算については、歳入決算額は5億6,046万3,453円に対しまして歳出決算額は5億3,823万7,126円で、歳入歳出差引額は2,222万6,327円の残額となり、質疑として介護予防事業について行い、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成21年度公共下水道事業特別会計については、歳入歳出決算額同額の5億5,898万3,558円の決算内容であり、実質収支額ではゼロになっております。質疑では基本計画の見直しや下水道委託諸事業について行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成21年度三宅町水道事業会計決算については、収益的収入決算額1億7,806万8,927円に対しまして支出的決算額は1億6,844万76円で、収支差引額は962万8,851円となっております。また、資本的収支における収入決算額は253万500円、支出決算額は2,183万3,222円で、収支差引額は1,930万2,777円の収入不足となるため、当年度分損益勘定留保資金から同額を補てんされており、質疑では営業外収益及び未処理欠損金解消予定について行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました平成21年度各会計決算の審議経過及び費用効果等の面から審議し、いずれも原案のとおり全員賛成により承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。各議員におかれましては、何とぞよろしくご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（梅本勝久君） 続いて、9月13日午前10時より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員長、廣瀬規矩次君。

○総務建設委員長（廣瀬規矩次君） それでは、総務建設委員会のご報告を申し上げます。

去る9月8日、第3回定例会本会議において総務建設委員会に付託を受けました各議案

について、13日に総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第35号 平成22年度三宅町一般会計第3回補正予算案について、歳入では地方特例交付金で130万1,000円の増額、地方交付税のうち普通交付税は6,046万8,000円の増額が図られております。国庫支出金においては、交通安全施設等整備事業補助金91万円の増額、県支出金では、総務補助金として奈良県地域の観光力向上応援補助金180万円と活力ある市町村応援補助金255万円の増額補正が行われております。農林水産業補助金としては、農業委員会交付金67万3,000円、農業経営構造対策事業補助金523万円の増額補正され、また総務委託金として国勢調査市町村交付金として6万5,000円の増額をされております。

繰越金では、前年度歳計剰余金繰越金5,949万円の増額、町債では臨時財政対策債1,760万円の減額補正が行われております。

次に、歳出について、総務費では、一般管理費、役務費、委託料を合わせ46万9,000円は職員採用試験に伴う増額補正であります。

企画費で報償費、印刷製本費は、補助事業採択により234万円の減額補正が行われ、委託料では保育システム改修費用として42万円の増額補正を行われております。また、「奈良県地域の観光力向上応援補助事業」及び「活力あふれる市町村応援補助事業」の補助金を活用し、あざさの池を「あざさ苑」玄関及び「万葉歌碑」横に拡幅設置を計画され、また地域の伝承や絵本やビデオに残すための作成費とその機器を購入する経費として、おのおの373万円、そして350万円がそれぞれ増額補正となっております。

次に、財政調整基金費では、財政調整基金積立金9,500万円の増額補正が行われております。統計調査費では国勢調査の経費として、需用費、使用料では12万円の増額、農林水産業費では農業委員会費で農地制度円滑化事業委託等で117万4,000円の増額、農地費については「戸別所得補償制度導入推進事業」で本制度用の備品購入のための予算振りかえと、「農業経営構造対策事業」で農家2軒の事業補助金523万円の増額が図られています。

土木費で、土木総務費ではダンプの修繕6万7,000円の増額、道路橋梁費においては町有地周辺の修繕に73万5,000円、三宅町1号線歩道整備工事のため53万1,000円のそれぞれの増額がなされております。

都市計画費では、都市計画審議会委員の報酬等6万3,000円、公園修繕及び木々の伐採

委託等で129万5,000円の増額となっております。

消防費では、屋外消火栓ホース取りかえ委託料として56万7,000円の増額を行い、予備費では財源の調整を行うべく565万円の増額が行われております。

以上、一般会計第3回補正予算中、本委員会の所管にかかわる予算について行い、各科目別に十分審議を行い、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認をいたしました。

次に、議案第38号 三宅町第3次基本構想の策定についての質疑を行い、人口設定の根拠及び10年後の人口設定の対応について、町長のマニフェスト及び雇用の確保、地場産業等諸施策の審議を行い、全員賛成で原案のとおり承認をいたしました。

以上が総務建設委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（梅本勝久君） 続いて、9月13日午後1時30分より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、若井秀友君。

○福祉文教委員長（若井秀友君） 福祉文教委員会報告を行います。

去る9月8日、第3回定例会本議会において、福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、13日、福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

議案第35号 平成22年度三宅町一般会計第3回補正予算案について。

歳入では、県支出金では老人医療補助金追加分として12万3,000円の増額補正が行われております。

次に、歳出については、民生費について、社会福祉総務費で前年度分心身障害者医療費で県費補助金の返還が生じたため10万円の増額補正、また老人福祉費では前年度分重度心身障害者老人等医療費で県費補助金返還が生じ1万8,000円の増額が行われております。

また、介護保険特別会計の事務費繰出金として、11万4,000円の減額補正が行われております。

児童福祉総務費では、前年度乳児・児童医療県費補助金で返還が生じたため14万2,000円増額がされております。

衛生費は、保健衛生総務費で保健福祉施設「あざさ苑」の指定管理のうち、修繕費分

として200万円の増額補正がなされております。

教育費では、学校管理費として臨時講師賃金並びに自家用電気工作物の修繕が必要となったため、合わせて221万6,000円の減額補正、また社会教育施設費で文化ホールの音響・非常放送設備保守点検委託料として113万1,000円の減額補正が行われております。

以上、一般会計第3回補正予算中本委員会の所管にかかわる予算については、あざさ苑管理委託、学校管理費を初めとし、各科目別に十分に審議を行い、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第36号 平成22年度国民健康保険特別会計第1回補正予算案の77万5,000円増額については、国庫支出金返還金及び退職被保険者医療費の増額に伴う補正であり、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第37号 平成22年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算案、2,210万2,000円については、前年度繰越金等の確定による増額補正が行われております。

要支援の状況等、慎重審議の質疑を行い、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が福祉文教委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（梅本勝久君） ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 質疑なしと認めます。

質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

池田年夫君。

○6番（池田年夫君） ただいま決算審査特別委員会、総務建設委員会、福祉文教常任委員会の各委員長からそれぞれ報告がありました。

認定第1号 平成21年度三宅町一般会計決算についてから議案第38号 三宅町第3次基本構想の制定までの11議案について、反対議案4件、賛成議案7件の討論を行います。

平成21年度三宅町の一般会計決算を見ますと、4回の補正を行い、最終予算は37億

9,191万円、予算に対して決算額は歳入で35億1,215万円、歳出で34億1,275万円となり、差し引き9,939万円が余ったことになります。平成21年度は8月の総選挙で、今までの自民・公明の政府から民主党を中心とする政府にかわり、地域活性化・経済危機対策事業での繰越明許費や児童手当の導入に伴うシステムの導入などが行われ、地方自治体としても予測のできない事態の中での予算の執行となりました。

このような中で、人権施策関係については、今までの予算執行から一部カットされたものもありますが、旧態依然とした予算執行であり、特別措置法がなくなり数年がたち、見直すべきであります。

性質別に歳出を見てみますと、人件費で昨年度より3,483万円の増、公債費で771万円の減、普通建設費で5,768万円の増、物件費で3,202万円の減、全体で昨年度より2億5,679万円の歳出増となっています。

指標で見てみますと、財政健全化法にかかわる健全化判断比率報告では、実質公債費比率については平成20年度より21年度は19.6%から17.3%になり、将来負担比率も121.2%から91.9%と改善され、経常収支比率は昨年度の102.6%から101.6%と改善されていますが、人件費、建設費が増大していく中で、住民生活の要求である小学校卒業までの医療費の無料化については据え置かれたままになっています。今住民が求めているのは、行財政改革委員会からの答申があったとはいえ、地方自治体としてやるべきことはいかに住民の生活と生命を守るかであります。

よって、平成21年度一般会計決算認定については反対であります。

次に、認定第2、4、5号 国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計であります。国民健康保険特別会計の現年度滞納は250万円の減になったものの、介護保険、後期高齢者医療の滞納が増加しています。このことは、長引く不況の中で所得が減少し、生活費に回すのがやっとという状態になってきているのではないのでしょうか。地方自治体として医療費の高騰が続く中、いかにして医療費を抑えるのが問われています。昨年の決算討論でも言いましたが、それぞれの特別会計の医療費の中で医療費の高くつくがんや循環器系の疾患など、病名別の調査をし、対策を講じるとともに、同時に薬についても薬品会社の利益につながる新しい薬だけではなく、今まで使われた効能が発揮されている古い薬の使用を医療機関に求めることが必要であります。

同時に、厚労省の通達にもありますが、国保税が高くなり支払いが困難な家庭がふえ

る一方、医療費の窓口負担額へ重くならないと医者にかかれないう状況になってきています。保険料を引き上げずに、まず国の国庫負担税率をともに戻すよう国に要望すべきであります。地方自治体として健康・予防に力を入れ、医療費の低下に努めるべきであります。

よって、3 特別会計は反対であります。

次に、認定議案で賛成の案件について述べます。

認定第 5 号 老人保健特別会計について、後期高齢者医療制度の残務整理であります。

認定第 6 号の公共下水道事業特別会計ですが、歳入で国庫負担金4,172万円、一般会計からの繰り入れとして1億8,062万円、町債として2億7,650万円、歳出で事業費として1億4,415万円、公債費として4億1,483万円となっています。本町の公共下水道の整備率は90.9%強、普及率は98.3%強となっています。水洗化率の向上にさらに知恵を絞れることを提案し、賛成いたします。

認定第 7 号 水道事業特別会計であります。県水の値下げもあり、財政難の折企業として住民の生命と財産を守る防波堤となるよう要請し、賛成いたします。

次に、議案第35号 平成22年度三宅町一般会計第3回補正予算から議案第37号 平成22年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算についてですが、事業の確定と前年度の繰り越し等であり、問題ありませんので、賛成いたします。

議案第38号の基本構想の制定についてですが、この基本構想は平成23年から32年までの10年間となっています。今後の三宅町のまちづくりの基本となるものであります。先日の全員協議会でも説明がありましたが、来年の3月には第3次基本構想のパンフレットを住民に配付されとのことであります。しかし、住民には説明しないとの発言もありました。今後の三宅町のまちづくりについて住民の協力を得なければやっていけません。

また、第3次基本構想の遂行状況について年度ごとの計画をつくり、遂行状況を議会と住民に報告することが大切であります。議会としても基本構想を策定するだけではまちづくりはできません。基本構想を遂行するのは自治体であります。議会も進捗状況を検証すると同時に、修正も時には起きます。議会と住民に報告し、住民とともに将来のまちづくりをする必要があると思います。

以上、意見をつけて賛成し、討論を終わります。

○議長（梅本勝久君） 今の討論におきまして、決算委員会の報告について審議進めてい

く関係上、個人として自分の疑問に討論をさせてほしいということの申し入れがございましたんで。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） はい。

○5番（松田睦男君） 個人、どういうことか。彼は決算委員長でみんなに協力を求めて賛成してくれと言ったにもかかわらず、討論でこれは賛成です、これは反対ですとね、そこらのことはやっぱり議長認めるべきじゃないと私はそう思います。

以上。

○議長（梅本勝久君） はい、この件については、今後、議運のほうで審議していきたいと、そういうように思います。私も二足のわらじはいて、げたとぞうりとどうはき違えるのかというような、その思いもございますけれども、ひとつご協力お願いいたします。

ほかにございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） はい。

○4番（坂東 暹君） 今の件で私も意見があります。

みんなで検討して、委員の賛成を求めると皆さんに言われて、自分は反対と、そんな理由にしたら、それはそやけど議長、それは今後の議運で、これ本会議でやってまんねんで。ちょっと検討すべきじゃないですか。

○議長（梅本勝久君） はい、馬場議員。

○2番（馬場武信君） やはりですね今、坂東議員申されました。そのためにわざわざ部会開き、決算委員長という職もあり、もし意見があるんならば、その決算委員会で代行してもらい、自分の意見を述べて、そして賛同を得るべきなんです。それをせずに、この場において、皆さん賛成だと言いながら反対というのは、これは論理矛盾しています。

だから、今回の池田君のこの討論は取り消しだと思います。この場でね。

○議長（梅本勝久君） お諮りちょっとさせていただきます。

決算委員会の報告の中で原案どおり全員賛成によって承認したという委員長報告いただいたわけでございますんで、今回のこの討論に対して、池田議員、再度ご意見ありますか。

○6番（池田年夫君） 決算委員会の委員長として委員会の報告を行いました。けれども、それについては私自身は委員長として賛成の態度も反対の態度も全然示しておりません。

そういうことで、討論として最終的に私個人の議員としてどういう態度とるのかということについての見解を討論として述べただけであって、別に委員長が討論をしてはならないということには何もならないし、当然議員個人としての見解を述べるということは当然のことだと思います。

○議長（梅本勝久君）　今、池田議員のほうから皆さんに対しての回答があったと思いますけれども、先ほど馬場議員からの意見もいただきましたように、そのときに委員長が述べられない場所はないわけです。そのときは残念ながら馬場副委員長さんが病気のためにちょっと欠席だったものですから、続けていただいたんかとも思うわけなんですけれども、今後こういうことのないようにしていきたいなと、そういうように思いますが、それでよろしいですか。

若井議員。

○1番（若井繁孝君）　委員会の中で、委員長が賛成するから皆さんも賛成してくださいという発言があったということをお聞きするんですけれども、僕はそんなことはなかったと思うんです。

もう一つは、今、馬場議員言われるように、委員長であっても中間的な立場にあると思うんですけれども、自分の意見があればその場で交代してとか、委員長が発言してはならないということはないですから、それはやるべきやと思います。ただ、この形式の中で、委員長報告をして、賛成の報告をして、個人的に池田議員がそういう賛成討論もあったり、反対討論もあったりしているんで、これは当然ここでは決算特別委員長という立場じゃなくて、その討論の中には池田議員個人の意見やということで、それは当然認めるべきだと私は思います。

○議長（梅本勝久君）　松田議員。

○5番（松田睦男君）　これを認めるということは、今回だけということでは筋が通らんと思うんです。だから、さっきもあったように、委員会のときに自分が何かを言いたいのがあったら、たまたまそのときには副委員長がおらんのだ、そしたら議長もオブザーバーでいてはるでしょ、それで首長もおるんですから、そこらで臨機応変に交代してもうて、委員会の中で話を詰めて、この本会議の中でそういうことの発言は私は絶対認めるべきじゃないというふうに思います。

○議長（梅本勝久君）　ほかにございませんか。

はい。

○7番（池本久隆君） 討論、私も疑問に思っております。ということは、委員会で付託されて、それで各委員がその議案に対して全員賛成してますねん。その中で、たとえ池田君が委員長であっても、ここはちょっとおかしいなと思ったらそこで、委員長やけど、ちょっとここおかしいの違うかと、それは言えるはずですね。

それにやな、この本会議で委員が全部賛成しているのに反対討論するのは、私は不思議でならんな。そんなことあって議会は成り立たへんなど、こう思っております。

そやから、それを受けた議長、これはちょっとおかしいのと違うか、私はそう思います。

○議長（梅本勝久君） ほかにございませんか。

廣瀬君。

○3番（廣瀬規矩次君） いろいろ意見ありますけれども、私も、委員長というのはそのの委員会を取りまとめる役目を負っているわけですね。全員が賛成でそれを合意されたやつを、自分が委員長が取りまとめておいて個人では反対するという、これ相反する矛盾したところがあるし、池田議員の今までの経緯からすると、こういうところで必ず賛成討論、反対討論をされています。そういう経緯からすると、決算委員長をそのときに受けなければええと思うんです。それで、そのの委員会の中で池田委員が自分の意見を言うて、私は反対なら反対やということを主張して、それでも賛成多数で合意されたら、それが付託を受けた内容を委員が全部で合意したと、こういうことになりますので、私は、そういうことからしても、やっぱり今回の池田議員の特に反対の討論については、それは議事録から削除すべき、このように思います。

○議長（梅本勝久君） ほかにご意見ございませんか。

馬場議員。

○2番（馬場武信君） ただ、問題の折衷案として今言いましたように、池田君が、決算じゃなくてほかの総務ですか、彼は福祉文教でしたか、だから総務には入ってなかったから総務費関係に関してはいろいろ議論できると思います。これは入ってなかったんで。その辺の行為だけは。自分が質問した、その部分に関しては私は削除すべきだ、取り消さすべきだと私は思っております。

○議長（梅本勝久君） ほかにございませんか。

ないようでございますので、決算委員会の決算委員長としての反対討論の分は、池田議員、取り消してください。取り消しを求めます。

○6番（池田年夫君） 採択のときに、退席なら退席という形でやるか、採択のときに。

○議長（梅本勝久君） いえ、今の退席という前に、委員長として今皆さんのお聞きいただいたように、進行していただいて、全員賛成の賛同をとっていただいたわけです。ですから、そのときの中で、ただ自分の個人ということの中で反対やというような文言に対しては、きょうの報告に対して、討論の中の言葉を取り消してくださいということ。再度お願いします。

○6番（池田年夫君） 今まで、前回に僕自身も決算委員会の委員長をやったことあるんですけども、そのときに採択のときには退席いたしました。そのときには討論も行いませんでした。そういう事態であったわけですが、今回は討論を行ったと。ほかの議会についても委員長が討論を行ってはないということはありませんので、どこの議会においてもそういう場面も個人の議員としての見解ですか、それは十分あるわけであって、委員長としてその委員会を取りまとめて、それを委員会報告として行ったというだけの話で、それについて賛成とか反対とか、それについて一言も本人の意見はつけ加えていないわけですので、討論は当然行うべきでありますし、それを削除するということになれば、採決のときに退席するということになるというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

（「議長、休憩を求めます」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） この件について、暫時休憩いたします。

（午前10時48分）

○議長（梅本勝久君） 再開いたします。

（午前11時00分）

○議長（梅本勝久君） 決算審査特別委員会の委員長報告についての討論につきまして、委員長より反対討論が4件ございました。この件について、委員長、削除を求めます。

○6番（池田年夫君） 今討論を行ったわけでありますがけれども、一般会計の決算について、多分採決のときに委員会に出された付託された決算すべての問題について採決することになります。そういう中で、僕自身、賛成という部分もあるし、反対という部分もありますので、採決の場合について退席するということで、その部分については一応削除いたします。

○議長（梅本勝久君） 若井君。

○1 番（若井繁孝君） 委員長報告の中に一般会計の決算について全員一致で賛成をしたということを言われているんで、その中に決算委員長が反対であれば賛成多数というふうになってええねんけれども、委員長報告ではそういうことを言っているということは、虚偽報告をしてきているということしか解釈できません。

だから、再度、委員長にその旨を質問いたします。

○議長（梅本勝久君） 池田議員、今の若井議員の……。

はい。

○6 番（池田年夫君） そうしたら、決算審査特別委員会の委員長として、実際に各委員の態度の表明について賛成ということで、委員長自身としての態度についてはそのときに問われないわけですよ。だから、全員賛成という表現しかないわけであって、そのときに賛成多数というふうに言えば、かえってそのこと自身が混乱を招くということになるので、委員自身はみんな賛成したわけですから、それを賛成多数というふうに発言すればかえって虚偽報告になるということになりますんで、実際のとおり、委員長は採決に加わらないということでその現状を報告したまでのことだということであると思います。

○議長（梅本勝久君） 若井議員。

○1 番（若井繁孝君） それもおかしいんですけれども、委員長報告の中で、全員賛成ですから、委員長はその全員の中には入らないという議論はおかしいわけなんです。だから、その辺で例えば委員長報告の中で全員賛成とすれば、そのときの立場としては、池田議員個人についても賛成の意向があったということで我々は報告を受けているわけです。それがなかったんだという姿勢であれば、これは虚偽報告じゃないかと、私はそう解釈します。

○議長（梅本勝久君） この件は終結したいと思います。

再度、池田議員に求めます。この決算委員会の委員長として、4件再度取り消しを、その4件を明確にお願いをいたします。

今、取り消しするということなんですけれども、4件に対して取り消しするということとを求めます。

池田君。

○6 番（池田年夫君） 先ほども言いましたように、決算委員会の一般会計決算と、それから国民健康保険特別会計、それから後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の部

分については取り消しします。

○議長（梅本勝久君） 討論をほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 討論を終結します。

お諮りします。

認定第1号 平成21年度三宅町一般会計決算認定より認定第7号 平成21年度三宅町水道事業決算認定についてまでの7件を採決します。

採決は起立で行います。

（池田議員退席）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） はい。

○3番（廣瀬規矩次君） 池田議員、退席されましたけれども……

○議長（梅本勝久君） 採決に加われないということですから、これで結構です。

○3番（廣瀬規矩次君） これも私は矛盾していると思うんですよ。議長がこのことを認めるというのがおかしいと思う。

何でて、もっと平べったく言うと、私は伴堂でも自治会長やっていますわね。そして、いろいろな議題を役員会で諮ったときに、いろいろ意見言ってもらって、それで1つの事柄について結論を出していく。これで、自治会長が決まったことを私は反対しますという、そんなことは認められへんと思う。

だから、池田議員は決算委員会の委員長やっているんやから、当然、退席は認めんと当然僕は賛成してもらわなアカン、それは矛盾していると思う。おかしい。

（「わしもそう思いますわ。退席させることない」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） いえいえ、本人が退席を求めたわけですから、この件に対しての議会として、求められないのを……。

（「そのときに全員賛成言わんと賛成多数と言うたほうがましやったん違うの。そんなもん全部賛成言うとなったら自分も賛成している。おかしいでそれ」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 平たく言えば、8名出席の中で自分が委員長をしていますから7名。7名全員が全員賛成やという意味の意図なんですよ。自分はあれしてないと。だからこのところが難しい判断なんですけれども、また1つ、今、廣瀬議員の私のこれ

は解釈なんですけれども、その審議に加わらないということで退席というのは、これは個人の意思でございますんで、それをそこへ座っておけということはいかななものかと。私は今そういう判断で求めたわけです。

はい。

○4番（坂東 暹君） 委員さんであればおっしゃることはわかりますよ、委員さんであれば。委員長がここで本会議で、そこをお話しされて、それで全員で賛成しましたと。議員の皆さんもひとつご承認をお願いしますと、こう言われて発言されて、最後、おれ気に入らんから退席しますわって。一番最初の報告は何やったんやと。私気に入らんからもう報告せえへんとか、しないとか言うんやったらわかるけど、事ここへ至って退席します。認めますと。そしたら、この一連は何やったんですかと、こうなりませんか。

だから、退席は認められへんのちゃいますか、これは私の頭ですけれども。

○議長（梅本勝久君） ちょっと待ってくださいね。

その件について、私のこれは解釈なんですけれども、本議会の放棄したというような物の考え方を今したわけです。本人がその審議に放棄してしまっ、今退席している。退席というのはそういうことじゃないですか。

ほかにございせんか。

はい。

○7番（池本久隆君） ただ、決算特別委員長というあれやっているのに、ましてここで委員長報告している。議員の皆さん、よろしくお願いしますという報告しておいて、それで反対討論あって、休憩でいろいろ話がさまざまあって、その中で退席するというの、これちょっとおかしいですよ。委員長が退席するということはおかしいと私はそう思います。

○議長（梅本勝久君） 馬場さん。

○2番（馬場武信君） 今の疑義、ちょっと私反対ですね。

ということは、議案の中の一括賛成を求めています。個々にそれぞれ一々とやっていて、彼がやった分に関してはあるんだったらいいんですけれども、ここ一括上程で決まってやっています。この中には彼にとっては反対の分もあるだろうと。だから、そういった意味での反対というのは私は認めてもこれはしかるべきだと思っていますんで。

ただ、今言ったように、実質的退席するということは職場放棄、一時的職場放棄というとなえ方をしてもいいと思います。理由もなくということですね。

○議長（梅本勝久君） ほかにございませんか。

はい。

○1番（若井繁孝君） 委員長報告して、その採決があつて、私は退席するということで、そういう職務放棄的なものになったとき、それで私も特別委員長に指名した指名責任というのは問われていくと思うんですけれども、議長のほうでいかがですか。

○議長（梅本勝久君） 今、いろいろな意見をいただいておりますけれども、今、若井さんから議長というなんですけれども、これは議長としての発言として、今後この件については、私は、先ほども言いましたように、委員長として報告をしていただいて、そして片や取り消しを今求めて、取り消しは4件していただきました。だけれども、採決に加わらないということに対しては私職場放棄だと先ほど言いました。だから職場放棄というより、議会を軽視し、無視し、退場してしまったわけですから、この件については、今後、この後終わってから一つの処罰的なものを検討したいと思いますが、いかがでございますか。

はい。

○1番（若井繁孝君） 議長が、退席しますということで認めたということではあるんです。認めるべきものじゃないでしょう。委員長報告して、そのそういう決議というんですか、その部分の報告を受けないままに自分がおらないというのはおかしい話で、そういう議員としての、また委員長としての責任が問われると。そんな人物をそういう委員長に指名したそういう指名責任というのはどうなるんですかということを僕は問っているんです。

○議長（梅本勝久君） はい。

○5番（松田睦男君） 今の指名責任とかというような発言がありましたけれども、これは議員全員賛成で、議長が指名したもんじゃないで、みんなに諮ってそして池田議員を委員長にしようと。そして池田議員もそれを受けたということでありますんで、これは議長の責任云々は私は問われるべきじゃないというふうに思います。それが1点。

もう一点。今、委員長でありながら、ここで報告して、そして退席と。これは議長として認めるべきじゃないということです。一遍ここへ、事務局長でも行ってここへ座れと。それで反対するんやったら反対、賛成なら賛成、それでやるべきだというふうに思います。

○議長（梅本勝久君） 廣瀬さん。

○3番（廣瀬規矩次君） 各議員からいろいろな意見がありました。このまま行ってもいろいろな意見を集約するというのは難しいし、私はもう議長に一任したい。後の処理についても議長に一任したいと思いますので、この場はこれでおさめていただきたい。

○議長（梅本勝久君） 再度重ねてあれしますけれども、今いろいろご意見をいただきました。こんなケース、私も初めてですんであれなんですけれども、基本的に私は、この議会、本議会を放棄されておると。その分に対してはとめることは、個人の放棄をとめることが僕はできないという解釈を私は今させていただいておるわけです。これが間違いないのか、間違いでないのかはわかりません。

だけれども、そういう意図で、放棄したんならこれに対して処罰を私はひとつ今後考えたいと。この終わった後考えたいとそういうように思っておりますので、この件についてご賛同いただけますか。

はい。

○7番（池本久隆君） 本会議を池田議員ははっきり言うて軽視しているわけですから、こんな本会議の中で、わし気に入らんから退席するわ、これは議長ちょっと認めるのおかしいと思いますよ。それはもう一回ここへ帰ってもらってしてもらうのが本来やと思うわ。軽視しとんねんや議会を。

○議長（梅本勝久君） 何かありますか。

はい。

○4番（坂東 暹君） よくわかりますけれども、今、議長がそこまで本会議を放棄しているということまで言われて、やっぱり処罰のことも含めて検討すると、そこまで議長が言うておられるわけやから、これ以上ちょっと引っ張るということについてもあれでございまして、この辺でそうされたらいかかと私は思います。

○議長（梅本勝久君） はい。

○1番（若井繁孝君） 職務放棄をするということは、議員にとってはそういう議員活動今後できないような部分にあると思うんです。

ただ、僕の解釈は、そういう採決について欠席したんだとか、こういう解釈は出せるんですね。ただ、その部分で議長が、退席しますと言ったときに、はいわかりましたと認めるのはおかしいんで、もう一回もとへ戻して、賛成、反対についての採決について欠席されたとか、そういうことやったらいいんやけれども、今そういう職務放棄やということのとらえ方をしているということは、これ重大な問題なんで、もう一回仕切り直

してください。

○議長（梅本勝久君） ほかにご意見ございませんか。

（「議長に一任してくださいと言うて、もうそんで終わってもうたらどうですか」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 今回の件について、一任していただけますか、先ほども申したように。

はい、辰巳君。

○8番（辰巳勝秀君） 池本さんも言うてはんねやから、本人にご意向を聞いて、それからこういうようにしたらどうですか。

○議長（梅本勝久君） 再度、20分までちょっと休憩して、確認……

（本人に確認と発言する者あり）

○議長（梅本勝久君） 採決に参加していただくわけですね。じゃ、池田さん、今ちょっと時間のロス、一言お願いします。

（発言する者あり）

○議長（梅本勝久君） 進めさせていただいてよろしいか。何か求めますか。

（「今、勝手に退席しはったらかね、聞いてないというのはおかいしんで、ただ、議長はこういう経緯でこうなつたと、だからこれに対して池田議員は何か意見ないかとかいうことを聞いてやったらいいねん」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） それじゃ、池田議員にあれします。

いろいろなご意見を皆さんからいただいたわけなんですけれども、議長として、退席ということは議会を放棄されたということで皆さんにお諮りし、今後その放棄されたことに対して処罰を求めたいということを今お聞きしたわけです。

それをどうですかと、もう一遍池田さんに聞いてあげて、戻っていただけるんだったら戻っていただいたらどうですかということになりましたので、今、事務局長が呼びしに行ったわけです。そして戻っていただいたということです。その件に対して、何かございませんか。

○6番（池田年夫君） 決算審査特別委員会の委員長として、採決について反対ということになれば、それよりも僕は採決について棄権するということで退席という表明をしたんであって、別に職場放棄とか、そういうあれでは何でもないというふうに思うんです。

そやから、その点について、委員長としてそしたら審査した結果について反対してもいいのかということになりますんで、そういうことを言えば、反対に。そういうことを含めて、そしたら採決については一応棄権として退席したという行動しただけのことであって、職場放棄とか、そういうことには全然ならないというふうに思います。

○議長（梅本勝久君） 池田議員が決算委員長としての反対討論を4件取り消していただいたわけですね。そしてもとへ戻って、そして採決に入ろうとしたときに退室されたということですね、その分に対して採決には加わらないという意味で私は出られたんだと思います。だから、委員長としての自覚というのか、決算委員会の委員長としてのただそれでいいのかということなら、一度私はそういうような処罰を考えなければならないという判断、放棄したと、だから処罰を考えなければならないんじゃないかということで再度お尋ねしたということです。その件について答弁をいただいて、池田議員はそういうような答弁なんですけれども、よろしいですか。

（発言する者あり）

○議長（梅本勝久君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 討論を終結します。

お諮りします。

認定第1号 平成21年度三宅町一般会計決算認定についてより認定第7号 平成21年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでの7件を採決します。

採決は起立で行います。

本7件は委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立多数と認めます。

よって、本7件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第35号 平成22年度三宅町一般会計第3回補正予算についてより議案第38号 三宅町第3次基本構想の策定についてまでの4件を採決します。

本4件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

よって、本４件は可決することに決定をいたしました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（梅本勝久君） お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条６項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査したいと思います。

◎町長あいさつ

○議長（梅本勝久君） 以上で、本定例会に提出されました案件はすべて終了いたしました。

閉会に当たり志野町長よりあいさつを求めます。

町長。

○町長（志野孝光君） 三宅町議会第３回定例会の閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

本定例会に提出いたしました平成21年度一般会計決算案を初めとする決算認定案７件、平成22年度一般会計補正予算案を初めとする補正予算案３件、基本構想の策定案１件、人事の同意案１件の計12件の重要案件をご提案申し上げ、慎重審議いただき、全議案の可決決定並びにご同意を賜り、厚くお礼申し上げます。

21年より「環境にやさしい町 みやけ」を目指し、一部の公共施設において、夏場ゴーヤ等でつくる緑のカーテン事業を実施しており、本年４月からは町民等を対象とした取り組みを行った結果、約80件の方から申し込みをいただき、その活動も町内に徐々に広がっており、わずかながらでも地球温暖化防止の環境対策のお役に立っているのではないかと考えます。

さらに、奈良県基幹システム共同化検討会として、県下８市町で電算の共同化に向け検討会を立ち上げ協議を行ってまいりましたが、このたび８市町で電算の共同化を行っ

ても三宅町にはメリットがないことから、今回は本検討会から脱退を行い、今後様子を見守ることといたしましたことをご報告させていただきます。

来る10月17日には平城遷都1300年祭の一環として、磯城の里ロマン探訪ウオークを磯城3町での広域イベントとして実施いたしますので、あわせてご報告申し上げます。

住民の代表である議員皆様方には今後とも調整の発展のため、一層のご協力をお願い申し上げます、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（梅本勝久君） 以上で、平成22年9月三宅町議会第3回定例会を閉会いたします。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

ごあいさつの前に、この本議会において大変進行のまずさがあったと思います。今後このような問題も次の12月議会もありますし、また3月の本議会の予算もあります。そういうようなことの中で、1つの考える資料にさせていただけたらなと思っております。きょうのこの件につきましては、深くおわびを申し上げます。

また、この本議会終了させていただくわけですが、10月に入りましたら小学校を初め、中学校、また幼稚園と運動会も続いております。三宅町を担っていただける子供たちの応援にひとつ議員の皆様にご参加を賜ればと思っております。

そして、1つ、小学校の運動会の2日でございますけれども、昼食に議員の皆さん方に給食を試食していただき、今後の1つの議論をさせていただくのに給食を一緒にいただけたらなと、今そういうような計画をしておりますので、10月2日の終わりましたら、これは自由参加でございますけれども、全員、先ほど言いましたように応援をさせていただいて、給食を食べていただいて、いろいろな話を皆さんとできればなと、そういうような思いでございます。

なお、10月に入りましたら、それが終わりましたら議員研修会も予定をさせていただきました。これは、我が町と同じような構造にはならないと思っておりますけれども、同じよく似た人口の中で、3つの事業を立ち上げて町おこしを推進しておるという三朝町がございましたので、そちらのほうへ研修をさせていただいて、持って帰っていただいて、1つでも三宅町の住みよいまちづくりに、また喜びを感じるまちづくりになればなという思いで研修を考えておりますので、ひとつ皆さんのご参加をお願いし、きのうから急にちょっと涼しくなってきました。秋らしくなってきました。この議会中は

変猛暑の中で議会を進めていただいて、無事閉会を終了させていただくわけでございます。今後ひとつお体に留意されまして、三宅町発展のために議員の皆さんのご活躍をお願いしまして、閉会のごあいさつといたします。本日はどうもご苦労さんでございました。

(午前11時28分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員